

問番号	問内容
<b>対象となる小学校等</b>	
Q02-01	<p><b>対象となる「小学校等」には何が含まれますか。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程のみ）、特別支援学校（全ての部）</li> <li>※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程に限る。）、各種学校（高校までの課程に類する課程）は対象</li> <li>・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス</li> <li>・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等（保育ママ等）、一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設などが対象</li> </ul> <p>【「支給要領の4」記載の小学校等を参照】</p>
Q02-02	<p><b>いわゆるフリースクールは対象になりますか。</b></p> <p>「不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設」のいずれかに該当するものは対象になります。</p>
Q02-03	<p><b>民間のベビーシッターサービスは対象になりますか。</b></p> <p>認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。</p>